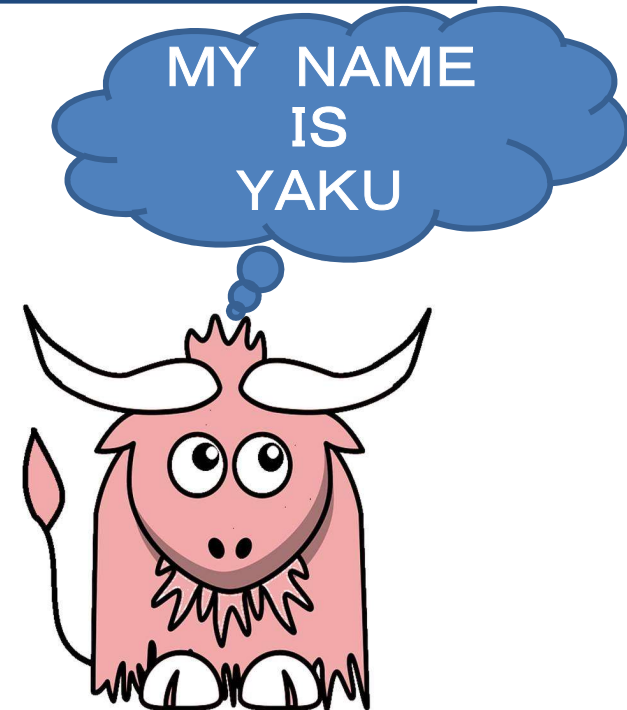


日本法令外国語訳整備プロジェクト について

令和5年2月15日
法務省司法法制部



意義

- ① 国際取引の円滑化（国際競争力の強化）
- ② 対日投資の促進
- ③ 我が国に対する国際理解の促進
- ④ 法制度整備支援の促進
- ⑤ 在日外国人の日常生活上の便宜

経緯

H16.6 内閣の司法制度改革推進本部・国際化検討会において法令外国語訳整備に関する検討を開始



- 政府として明確に法令外国語訳の推進に取り組むことを決定

H17.1 「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」を設置



(当初は内閣官房に設置。その後、法務省に移管)

H21.4 「**日本法令外国語訳データベースシステム**」の運用開始



- 法務省が運営する専用ホームページの運用開始
- 当初は既存の約200法令の翻訳公開からスタート

H31.3 有識者会議「**日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議** (H30.12立上げ)」が提言
(「**日本法令の国際発信ビジョン2019**」) を取りまとめ



R1.7 関係省庁連絡会議でビジョン会議提言を報告・同提言を踏まえて対応していく方針を確認

R1.12 **ビジョン会議提言を踏まえ、政府の取組の「司令塔」となる「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」第1回を開催**



R3.1 **官民戦略会議第2回を開催し、令和3年度以降の本プロジェクトの進め方について民間構成員からの重点要望事項を取りまとめ**



R3.3 関係省庁連絡会議において、同要望事項を踏まえて対応していく方針を確認

R4.4 **官民戦略会議第3回を開催し、令和4年度以降の本プロジェクトの進め方について民間構成員からの重点要望事項を取りまとめ**

- 翻訳法令の公開数やAI翻訳の導入について要望

政府の最重要施策としての位置付け

- ✓ **経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太方針）**（令和4年6月 閣議決定）
「法令・行政文書の英語化や理解の促進等の環境整備を進める」
- ✓ **フォローアップ**（令和4年6月 閣議決定）
※ **新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画のフォローアップ**
「国際仲裁の活性化のため、人材育成や周知啓発、法令外国語訳の整備などとともに最新の国際水準に合わせた法制度整備を進める」
- ✓ **対日直接投資促進戦略**（令和3年6月 対日直接投資推進会議決定）
「新たな法令外国語訳の目標や海外投資家のニーズに応じた優先付け、機械翻訳の活用を通じた迅速化等を内容とする「法令外国語訳整備プロジェクト」を推進する」
※対日投資促進に向けて、法令等の英語化は、重点的に進める事項と位置づけられている（令和4年5月）
- ✓ **インフラシステム海外展開戦略2025**（令和2年12月 経協インフラ戦略会議決定）
「我が国のビジネス関係法令の高品質な英訳を迅速に作成し、（中略）このような英訳を海外に発信することを通じ（中略）我が国企業が国際競争力を強化する前提となる情報基盤を整備」
- ✓ **知的財産推進計画2022**（令和4年6月 知的財産戦略本部決定）
「日本の法令等の高品質な英訳情報提供の拡充に向け、機械翻訳(AI翻訳)の活用を含む迅速な翻訳公開のための体制整備を推進し、積極的な海外発信を行う」

現在の体制

法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議

【議長】法務省大臣官房司法法制部長

【構成】22府省庁の官房長・審議官クラス

【内容】

- 政府全体の毎年の「翻訳整備計画」の策定
- 「日英標準対訳辞書」のバージョンアップ

日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議

【R1. 12～】

座長・構成・内容については
次頁(P. 5)を参照

幹事会

【議長】法務省大臣官房
司法法制部司法法制課長

【構成】22府省庁の課長クラス

【内容】
「翻訳整備計画」のフォローアップ等

日本法令外国語訳推進会議

【座長】阿部博友 一橋大学名誉教授

【構成】学者12名、弁護士7名、外国法事務弁護士2名

【内容】

- 個別の翻訳法令の品質検査・統一性確保
- 「日英標準対訳辞書」、「法令翻訳の手引き」の検討

日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議

- R1. 12 政府の取組の「司令塔」となる官民会議体を立上げ、第1回会議開催
- R3. 1 第2回会議開催
- R4. 4 第3回会議開催

座長 東京大学名誉教授 柏木 昇

民側構成員

- 一般社団法人日本経済団体連合会・
経済法規委員会企画部会長
- 欧州ビジネス協会・
法律サービス委員会・委員
- 国際商取引学会・会長
- 在日米国商工会議所・副会頭
- 日米法学会・評議員
- 日本商工会議所・特別顧問
- 日本弁護士連合会・会長

官側構成員

- 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)
- 内閣府対日直接投資推進室長
- 内閣府知的財産戦略推進事務局次長
- 法務省大臣官房司法法制部長
- 外務省国際法局長

オブザーバー

- 独立行政法人日本貿易振興機構・理事
- 日本法令外国語訳推進会議・座長

現 状

専用ホームページを運用 「日本法令外国語訳データベースシステム(JLT)」

- ・ **約860**の法令の英語訳を公開(R5年1月末現在)
- ・ **約40**の概要情報(いわゆるポンチ絵)の英語訳を公開(R5年1月末現在)



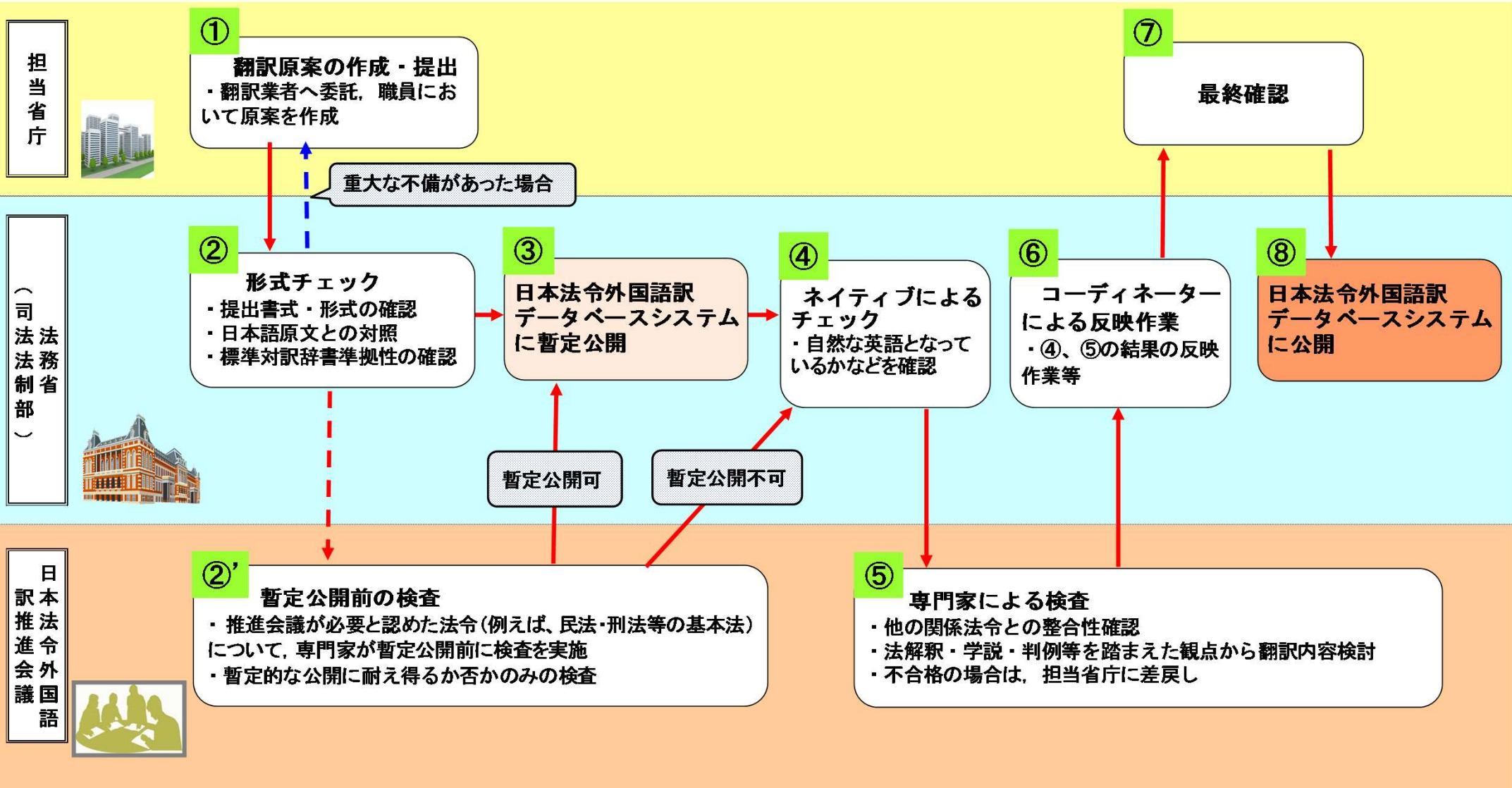
翻訳のルールとなる省庁統一的指針を公開

- ・ 統一性のある翻訳を作成するために利用している「**法令用語日英標準対訳辞書**」(約**3800**用語登載)、「**法令翻訳の手引き**」も公開

法令用語日英標準対訳辞書
(令和4年3月改訂版)

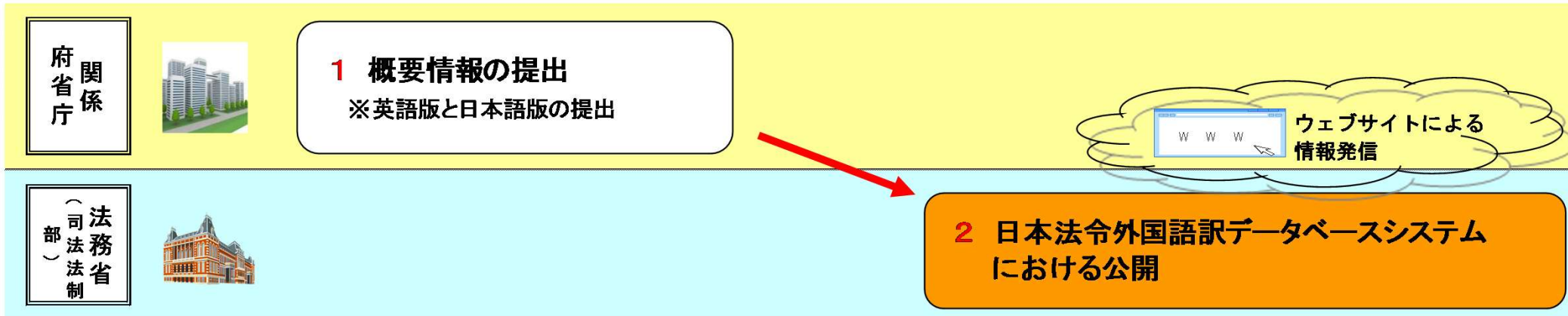
Standard Legal Terms Dictionary
(March 2022 Edition)

業務のフロー

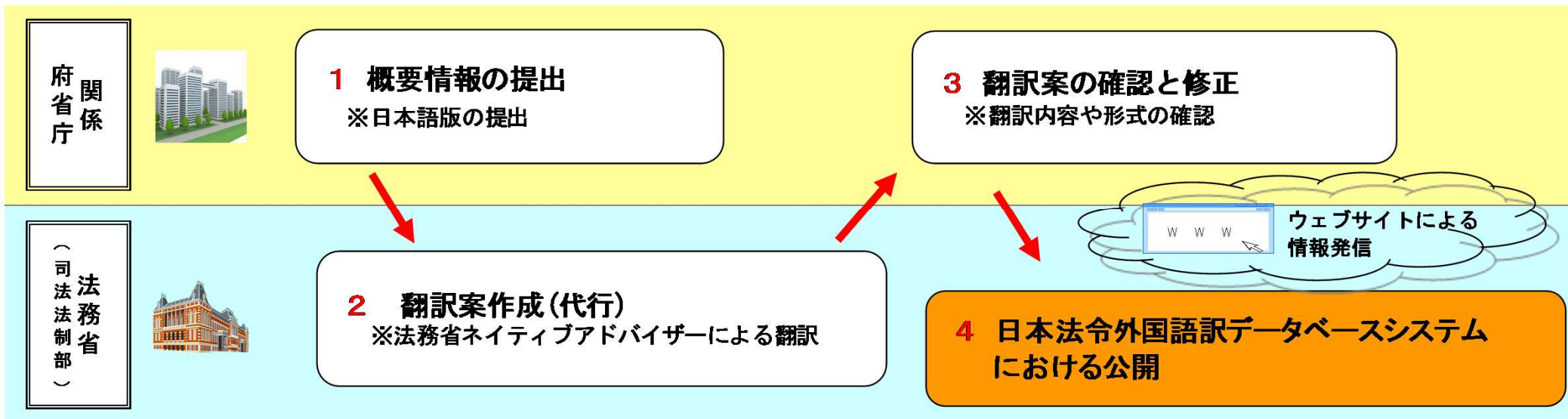


法令の概要情報の翻訳提供の流れ

(1) 関係府省庁が自ら法令の概要情報の翻訳を作成する場合、または、関係府省庁が既に翻訳を作成している場合



(2) 関係府省庁が法令の概要情報の翻訳を作成しておらず、法務省が翻訳の作成を代行する場合



課題と今後の取組

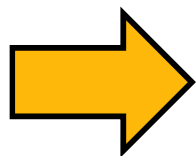
- 令和4年4月開催の「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」第3回会議において取りまとめられた、**民間構成員からの重点要望事項**に基づいて取組を推進

【民間構成員からの重点要望事項】

- 1 2025年度までに**新たに1,000本以上の英訳法令等の公開を目指すこと**
※2020年度の要望事項も踏まえると、2025年度までに最低でも600本の英訳法令等を公開し、さらに400本の英訳法令等の公開を目指すことが求められている。
- 2 **機械翻訳（AI翻訳）の本格的導入に向けた取組の推進及び検査体制の強化**について
※機械翻訳（AI翻訳）が一般的な用途としては実用レベルに達しているものと考えられるため、機械翻訳（AI翻訳）の本格導入に向けた取組を実施するよう要望があったもの。

法令外国語訳の更なる加速・充実に向け、今後は要望に沿った取組を実施

- ・ 2020年度の要望事項である最低600本以上の英訳法令の公開を行うとともに、**技術の進歩に応じ、さらに400本（合計1,000本以上）の英訳法令の公開を目指す。**
- ・ **機械翻訳（AI翻訳）の本格導入に向けた取組を実施**



AI翻訳の活用について①

【平成31年度における検証結果】

- ・ 文法上の誤りは基本的にはないが、日本語の構造が複雑な場合、不正確な訳となることがある。

【令和3年度における検証結果】

- ・ 平成31年度に比して文法の誤りや不正確な訳が減少、AI翻訳エンジンの性能が上がり、翻訳の質が飛躍的に向上。
- ・ 一方、①日本語と英語の構造の違いから生じる不適切な主語の補いや、②訳語の不統一、「法令用語日英標準対訳辞書」・「法令翻訳の手引き」への準拠といった課題あり。

<課題①> 不適切な主語の補い方

- ・ 日本語では、主節・条件節で主語が同じ場合、一方の主語を省略することがあるところ、英語では、英文として成立させるため、主語を補足する必要があり、その場合に、前後の文脈の関係で不適切な主語が補われることがある。

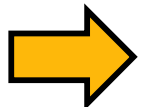
→ AIの学習強化による対応を検討

<課題②> 訳語の不統一、「法令用語日英標準対訳辞書」・「法令翻訳の手引き」への準拠

- ・ 同じ法令内で使用されている同じ語に、別の訳語が用いられることがある。
- ・ AIの学習のみでは、「法令用語日英標準対訳辞書」・「法令翻訳の手引き」に完全に準拠させることは困難。

→ アプリケーションを用いて適切な訳語に一律置換することを検討

※ ただし、一律置換になじまないもの（例えば、動詞、助動詞等）もあるため、人間によるチェックが不可欠。



令和4年度に上記課題①及び課題②の解消に向けた調査研究を実施

AI翻訳の活用について②

【令和4年度における調査研究内容の要旨】

<課題①> 不適切な主語の補い：AIの学習強化

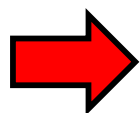
→ 不適切な主語の湧き出しがなくなり、翻訳品質が改善

<課題②> 訳語の不統一、「法令翻訳の手引き」等への準拠：アプリケーションによる処理

→ 「法令用語日英標準対訳辞書」や「法令翻訳の手引き」に準拠し、翻訳品質が改善

【調査研究結果】

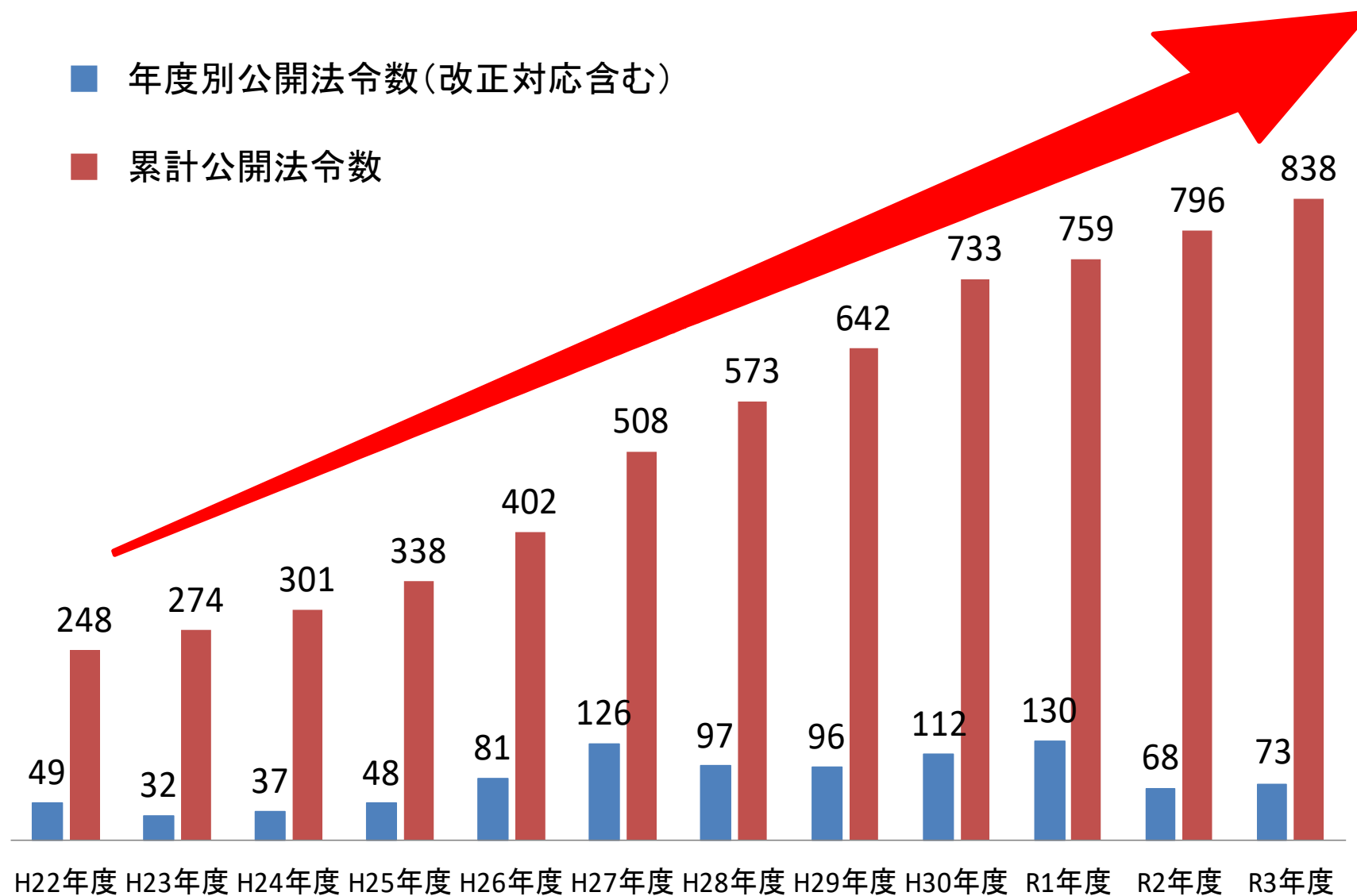
- ・ 課題が解消し、翻訳結果が改善されることを確認
- ・ 他方で、大文字/小文字、単数形/複数形、文脈に応じた訳語の選定等は、機械的に判断することは難しく、人による確認・修正（品質検査）は継続する必要
- ・ AI翻訳を活用し、品質検査の在り方を見直すことで、英訳法令の原案作成期間及び公開までの期間短縮に繋がると評価



調査研究の結果を踏まえ、令和5年度からAI翻訳システムの開発に着手

統計資料

日本法令外国語訳データベースシステム 公開翻訳法令数



※ 令和4年3月末時点の数値

日本法令外国語訳データベースシステム

法令外国語訳の現状1

アクセスの多い上位10法令

平成21年4月(システム稼働時)から
令和5年1月末までのアクセス上位10法令

1	会社法(第一編第二編第三編第四編)
2	民法(第一編第二編第三編)
3	銀行法
4	商品取引所法
5	会社法(第五編第六編第七編第八編)
6	民事再生法
7	金融商品取引法
8	中小企業等協同組合法
9	租税特別措置法(非居住者、外国法人関連部分)
10	特許法

令和4年2月から令和5年1月末までの
アクセス上位10法令

1	会社法(第一編第二編第三編第四編)
2	民法(第一編第二編第三編)
3	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
4	個人情報保護に関する法律
5	金融商品取引法
6	労働安全衛生法
7	刑法
8	特許法
9	金融商品取引業等に関する内閣府令
10	労働基準法

日本法令外国語訳データベースシステム

法令外国語訳の現状2

アクセスの多い上位20カ国・地域

1	日本	84.5%
2	中国	1.7%
3	ドイツ	1.4%
4	ブラジル	1.1%
5	タイ	1.1%
6	オーストラリア	0.9%
7	ロシア連邦	0.8%
8	イタリア	0.6%
9	インド	0.5%
10	シンガポール	0.5%

11	アメリカ	0.5%
12	フランス	0.5%
13	ポーランド	0.4%
14	カナダ	0.4%
15	メキシコ	0.3%
16	イギリス	0.3%
17	インドネシア	0.3%
18	台湾	0.3%
19	オランダ	0.3%
20	トルコ	0.2%

⇒ **世界86以上の国や地域**からアクセスあり。

※国や地域の比率はドメインを基に算出したもの。

※令和4年3月末時点の数値